

公 示

「松山空港の施設変更に関する公聴会」開催の取消しについて

令和 7 年 12 月 22 日付国土交通省告示第 1082 号に係る同日付公示「松山空港の施設変更に関する公聴会」については、公述しようとする利害関係人からの公述の申出がなかったため、航空法施行規則第 81 条の 6 の規定に基づき、同公聴会の開催の取り消しを公示する。

令和 8 年 1 月 20 日

国土交通大臣 金子 恭之